兵庫県消費者行政推進本部

第15号

平成23年(2011年)2月

このマークは、消費者（ふくろうの「ふくタン」）、事業者（こうのとりの「こうタン」）、行政（はばタン）の信頼と協働により、安全で安心なくらしを実現する兵庫県の消費者行政の理念を表しています。

高校生向け消費者教育用教材

これだけは知っておきたい！消費生活のキホン 県内全高校生に配付

携帯電話やインターネットの普及、若者をねらう悪質商法などによって、高校生や高校を卒業したばかりの若者が消費者トラブルに巻き込まれるケースが増えています。兵庫県では、進学や就職で社会に巣立つ前の高校生を対象に、消費者教育用教材「これだけは知っておきたい！消費生活のキホン」を発行し、県内の公立・私立高等学校の生徒全員に配付しました。

教材の作成にあたっては、高等学校校長・教員などを委員とする「高校生向け消費者教育教材作成検討会（会長：石井稔兵庫県立神戸商業高等学校校長）」で協議し、高等学校の家庭科、公民科などの授業やホームルームで活用してもらえるよう、授業展開例やワークシートなどを掲載した教員用の「指導の手引き」もあわせて作成しました。

教材は、「ネットトラブル」「契約・取引」「クレジット」「食の安全安心」「製品の取扱い」「知的財産権」「環境への配慮」の７つの分野で、消費者として身につけておいてほしい基本となる内容を取り上げています。また、高校生が関心を持ち、高校卒業後も手元に置いて役立ててもらえるようイラストを多く取り入れました。

今後、この教材を活用することで、次世代を担う若者の消費者被害の未然防止と消費者力向上をめざします。

あなたの生活をチェック！（高校生向け消費者教育用教材より）

あなたは消費者トラブルにあわない自信がありますか？
あなたの生活をチェックしてみましょう。

① 衝動買いをしてしまうことがよくある。	YES ・ NO
② モノを買うときはブランド名にこだわる。	YES ・ NO
③ 表示を見ないで、モノを買うことが多い。	YES ・ NO
④ 人からすすめられると断れない。	YES ・ NO
⑤ 取扱説明書なんてめんどくさいから読まない。	YES ・ NO
⑥ 口で約束したくらいなら契約にはならないと思う。	YES ・ NO
⑦ 携帯電話で１時間以上電話をしたり、メールをしていることがある。	YES ・ NO
⑧ クーリング・オフって何のことか知らない。	YES ・ NO
⑨ 親友にならクレジットカードを貸してあげてもいいと思う。	YES ・ NO
⑩ 省エネって言うけど私一人くらい…って心のなかで思うことがある。	YES ・ NO

診　断

● **YESが0～2個の人**：あなたの生活態度は優秀！もっと知識を増やして、まわりの人にもかしこい生活を勧めよう。

● **YESが3～5個の人**：あなたの生活態度はなかなかのもの。知識をしっかり身につければ、もっとかしこい生活が送れるよ。

● **YESが6～8個の人**：あなたは頭の中ではわかっているんだけど、実行が伴わないタイプ。誘惑に負けないかしこい生活を送ってほしいな。

● **YESが9～10個の人**：あなたの生活は少々問題があるようだね。かしこい生活を送るための知識をしっかり身につけよう。

（問）消費生活課 078-362-3157

生活科学総合センター

「低温やけど」にご注意を！！

兵庫県内の消費生活相談窓口には、電気あんか、電気毛布、使い捨て式カイロ及び湯たんぽ等の製品による「低温やけど」に関する苦情相談が、平成18年度～22年度（10月末）までの約５年間に12件寄せられています。いずれの相談も製品が長時間皮膚に接触、又は同じ部位が加熱された結果、「低温やけど」を負ったものと推定されます。

「低温やけど」は温かく心地よいと感じる温度のものでも、皮膚の同じ部位に長時間触れることで、自覚症状を伴わず発症する場合が多く、重傷化することもあります。①就寝時には湯たんぽを必ず布団から取り出す、②就寝時には電気あんか、電気こたつ等のスイッチを切る、③カイロ製品は取扱説明書の使用方法、時間を守り、ベルト等で血流を圧迫せず、就寝時には使用しない等注意が必要です。（問）078-303-0999

低温やけどを負った膝部
〔治療後約１週間〕

～生活科学総合センター・コープこうべ商品検査センターの協働企画～

「知ってなっとく！電子レンジの使い方！」セミナー参加者募集

日　時　３月４日（金）　13:30～15:30
場　所　コープこうべ生活文化センター　４階第３会議室（神戸市東灘区田中町5-3-20）
内　容　**「電子レンジの不思議　製品事故とその対応」～食品の加熱原理を学び、テストをもとに使用上の注意を一緒に考える～**
講師　生活科学総合センター職員
「最近の電子レンジ商品事情　～正しく使って便利に活用～」
講師　コープこうべ商品検査センター職員
問合せ　コープこうべ 商品検査センター　078-453-0116

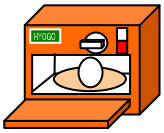

「落語で学ぶ悪質商法」

はばタン消費者ネット
神戸・阪神

１月15日、三田市消費者協会は、新春特別講演「～落語で学ぶ悪質商法～進化する手口！負けるな善良市民！」と題し、落語家の笑福亭松枝（しょうし）さんを迎えて講演会を開催。松枝さんは、最初にご隠居さんを騙して儲ける古典落語『牛の丸薬』（うしのがんじ）を高座にかけ、その後、最近の悪質商法の事例を小話仕立てで挟みながら、騙されないための注意点を話し、最後に「安全安心な世の中には周囲とのつながりが大切であり、大事にしないといけない」と締めくくりました。笑いながら悪質商法への対処法を学ぶ楽しい講演会でした。

三田市まちづくり協働センター多目的ホールに高座を設置

はばタン消費者ネットでは、兵庫県内でユニークな取組を行っている団体を取り上げた事例集を作成する予定です。これからも多くの皆さまに消費生活に関する情報共有を行っていきたいと思います！　（問）078-302-4001

はばタン消費者ネットコーディネーター　左から丸山なぎさ、飴谷弘美

温泉に含まれる成分の検査
－温泉の適正利用のために－

健康科学研究センター

兵庫県には262の利用源泉があり、近畿地方では２番目に多く、一般的な単純泉、塩化物泉の他に、硫酸塩泉や、鉄、炭酸、ラドンを多量に含む温泉、高温泉等、多彩な泉質に恵まれ、健康増進、リフレッシュ等を目的に多くの方に利用されています。

しかし、平成16年に他府県で温泉の偽装（濁りを増加させるために入浴剤を添加、温泉と称して水道水を使用等）が発覚し、これを契機に温泉法が改正され、温泉に加水、加温、循環装置の使用、入浴剤の添加等を行った場合は、その旨の掲示と10年毎の成分分析が義務付けられました。また、数年前には東京都で温泉水に含まれるメタンガスによる爆発事故が起こり、メタンの有無の検査も義務付けられました。

当研究センターでは、このような温泉成分の偽装や、メタンガスによる災害を防止するために、温泉法に基づく成分及びメタン分析〔写真〕を実施しています。

さらに、今後は温泉資源保護の観点から掘削による影響評価等に関する研究にも取り組んでいきます。

（健康科学部主任研究員　矢野 美穂）

（問）078-511-6640

消 費 生 活 Q & A

懸賞サイト『当選メール』詐欺にご注意！

Q 「200万円当選」と携帯電話にメールが届き、応募した懸賞サイトと思い返信。「個人情報保護法により当選金受領のために個人情報は別サイトから送信せよ」「サイト利用料金は後日返金する」とメールが届き指定のサイトを利用。当選金は支払われず有料サイト料金ばかりかかる。

A 事例のような当選メールは、懸賞サイトを連想させる名称で繰り返し届くので、半信半疑だった相談者も信用してしまったようで、利用した有料サイトは、「出会い系サイト」でした。高額の当選金を逃したくないという消費者心理につけ込んだ手口で、後日返金という言葉を信用し、有料ポイントをクレジットカードで購入、何度もメールの送受信をしたが、当選金受け渡しの手続きは進みませんでした。当選金受取のために事前に費用負担が必要という手口は、「さくら詐欺」によく用いられる手口です。絶対にお金を支払わないこと。また、当選金受取のため必要と言われても個人情報は教えてはいけません。甘い勧誘には注意しましょう。

「訪問買い取り」は慎重に！

Q ブランド物の洋服の買取価格を業者に電話で尋ねた。「１万８千円で買い取る、近くに行く予定があるので寄る」と言われ来宅を承諾。数日後、家に業者が来たが、買値が１万２千円に下がったので断ったら、「遠方から交通費をかけて来た」等と凄まれ、業者の言い値で売却を承諾した。

A 手持ちのブランド品などを「買取り」し「売却」する業者を「古物商」といい、営業には都道府県公安委員会の許可証等の携帯が必要なので提示を求めましょう。古物商に品物を売却した場合、自宅で取引をしても、「訪問販売」とは異なり、クーリング・オフができません。後になって「返して欲しい」と連絡しても取り戻せないことが大半です。不要品で現金が得られるというお得感に左右されず、慎重に対応しましょう。また、１万円以上で売却する場合には本人確認を求められるため、個人情報が事業者側にわたることも考慮しなければなりません。心配なときは、近くの消費生活センターに相談しましょう。

（問）姫路生活科学センター　079-296-0999

千客万来！行きまっせ!消費者啓発グループ「てくてく」新作発表会

チャー・チャラ・チャチャチャチャチャ・チャーラッ♪「ここは左ターン？」「こうやって手を伸ばすとうまくいくよ」タンゴの調べとともに賑やかな声が聞こえてきます。

川西市と協力して消費者啓発を行っている、行きまっせ!消費者啓発グループ「てくてく」のメンバーたち、来る新作発表会のためにこの日はダンスの特訓です。

実際にあった相談事例を基に脚本を紡ぎ、毎年新作を発表しています。巧妙化する悪質商法の手口やトラブル対処法を演劇＋ダンスを使って紹介。会場の皆さんと一緒に声を出しながら、楽しく学べる講座を目指しています。

「てくてくのメンバーの演じる姿で元気がもらえた」「騙されたらアカン！という強い思いが伝わってくる」そんなうれしい感想をいただいています。

さて、今年のてくてくはどんな作品を見せてくれるのでしょうか。皆様のお越しをお待ちしています！　（問）川西市消費生活センター　072-740-1333

安全・安心

おいしいごはんを食べよう

地産地消

地域団体が日頃の実践活動を発表し、住民同士が交流するイベント「中播磨地域活動交流メッセ」（兵庫県中播磨県民局など主催）が、12月18日、市川町文化センター（神崎郡）で開催され、約4,000人が参加。同センターの芝生ひろばでは、神崎郡連合婦人会（中野史子会長）が、姫路市連合婦人会（有馬妙子会長）等と連携し、参加者にしそごはん、鮭ちらしずし、炊き込みご飯、山菜おこわを振る舞い、「お米・ごはん食」が安全・安心であることはもちろん、おいしくて、健康的な食生活に役立つとＰＲしました。

この日に炊いたお米は、うるち米110ｋｇ、餅米30ｋｇ。参加者は大釜で炊かれた「おいしいごはん」に舌鼓を打ち、満足感でいっぱいでした。　（問）中播磨県民局県民室　079-281-9197

消費生活セミナー

主 催 兵庫県立神戸生活創造センター
共 催 兵庫県生活科学総合センター

日　時　2月10日(木)13時30分～15時30分
場　所　神戸生活創造センター　４Ｆ創作工房（神戸クリスタルタワー　JR神戸駅徒歩3分）
内　容　最近の契約トラブルについて 生活科学総合センター職員
啓発劇「あなたの契約、大丈夫？ ～リフォーム大盛り～ 」行きまっせ！消費者啓発グループ「てくてく」
問合せ　神戸生活創造センター　078-360-8530

発行／兵庫県消費者行政推進本部事務局（兵庫県健康福祉部生活消費局消費生活課）
〒650-8567　神戸市中央区下山手通 5-10-1　　TEL：078-362-3393　FAX：078-362-4022
送信希望の方はこちらへ　E-mail：syouhiseikatsu@pref.hyogo.lg.jp